

平成 23 年 8 月 日

福島県原発警戒区域への動物の飼い主と

民間動物愛護団体の立ち入り許可を求める請願

衆議院議長 横路 孝弘 殿

紹介議員 衆議院議員 _____

請願者

一 請願の趣旨

福島県の原発警戒区域内には現在多くの動物が取り残されています。一部、福島県の職員や獣医師が救助を行っていますが、猛暑を迎え作業も難航しています。国の法律で『愛護動物』に定められていながら、餌も水も与えられぬまま放置されている現状に、国民は強い憤りをもっています。飼い主と飼い主を助ける民間動物愛護団体スタッフが、動物救助のために警戒区域内に入ることを認めていただけますよう、以下の事項を請願致します。

二 請願事項

- 1、動物愛護法に基づき、飼い主が自身所有の動物を圏外に連れ出すための立ち入りを認めて下さい。
- 2、動物愛護法に基づき、飼い主に依頼された民間動物愛護団体スタッフが動物を圏外に出すための立ち入りを許可して下さい。
- 3、動物愛護法に基づき、飼い主不明の動物に給餌給水をするための立ち入りを許可して下さい。